

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例
の一部改正について

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例
の一部を改正する条例

（藤沢市税外収入金に関する延滞金条例の一部改正）

第1条 藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を
次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

- 2 改正後の藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、租税特別措置法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。